

岐阜市民病院医業未収金回収業務委託事業者選定に係る
公募型プロポーザルにおける質疑回答書

	質問事項	回答
1	<p>当事務所は顧問先と共同事業体を形成し「医業未収金回収事業」を展開しています。今回も共同事業体として本プロポーザルへの参加を希望していますが可能でしょうか。なお、本件の業務は全て当事務所が対応し共同事業先への業務再委託等はいりません。</p>	<p>弁護士又は弁護士法人を代表とする共同事業体であれば本プロポーザルへの参加は可能です。</p>
2	<p>今回委託の対象となる案件の「患者様人数」「債権残高」を可能であれば、未収発生後「3年超」と「3年未満」の期間に分けて教えてください。</p>	<p>「3年超」 H27年1月末時点 患者人数 約370人 延べ件数 約800件 債権残高 約30,500,000円</p> <p>「1年以上3年未満」 患者人数 約700人 延べ件数 約1,500件 債権残高 約44,700,000円</p> <p>委託する債権の件数、金額を確定するものではありません。</p>
3	<p>居所不明者や相続人の調査について、この手続きには住民票や戸籍謄本または附票の請求が必要と考えます。この場合の定額小為替等実費の請求は可能でしょうか。</p>	<p>本業務委託は、完全成功報酬制のため、住民票や戸籍謄本等の請求の外、回収業務に必要な諸経費は受注者の負担となります。</p>
4	<p>業務期間について、平成27年3月31日までとありますが、この後の更新は自動的におこなわれるのでしょうか。また、更新する場合の期間はどの程度をお考えでしょうか。</p>	<p>契約の更新は自動的ではありません。債権の回収率等により判断し、1年ごとに契約を更新することも可です。</p>

5	<p>委託する業務内容について、債権回収において場合によっては法的手続きも有効かつ必要な場合があります。本件仕様書においては、法的手続きに関する言及がありませんが、法的手続きの実行（申立・出廷等）は業務に含まれますか。含まれる場合、法的手続き実行の決定は岐阜市民病院と受託者の協議のうえで実施するとの理解で問題ありませんか。また、その場合、発生する実費（印紙・交通費）部分を成功報酬以外に請求することは可能でしょうか。</p>	<p>債権回収の収納率を高めるための法的手続きなどの手法と、それに要する費用についてご提案ください。</p>
6	<p>お預かりする委託対象者のデータ提供方法を教えてください。例) Microsoft Excel 2010 等</p>	<p>Microsoft Excel 2013を基本としバージョンについては相談に応じます。</p>
7	<p>委託対象者情報の内容について以下の項目があるか教えてください。 対象者：か氏名・氏名・住所・連絡先・勤務先情報、連帯保証人または支払誓約者等がいらっしゃる場合、同様の情報</p>	<p>委託対象として提供する情報は、か氏名・氏名・住所・連絡先です。なお、一部において連帯保証人または支払誓約の情報提供が可能ですが、勤務先情報は提供できません。</p>